



JAL不当解雇撤回ニュース

No407号 2014.11.10
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

個人署名 **10万筆** 団体 **3,500筆** 最高裁に要請行動を実施

2014年10月24日、最高裁前宣伝・要請行動を実施しました。解雇撤回裁判は、客乗訴訟は第2小法廷に確定。乗員訴訟については、書面はまだ最高裁に届いておらず係争部は確定していませんが、近々明らかになるものと思われます。最高裁宛ての要請署名や宣伝行動等を一層強化し、最高裁での逆転勝利を必ず手にしましょう。

整理解雇法理と憲法をもとに、厳密に審理 金澤共同代表

要請行動では共同代表の金澤壽全労協議長より、個人署名10万筆、団体署名3500筆を提出。金澤議長は「本日初めてJAL解雇問題の支援共闘会議で要請を行う。これまで東京地裁、東京高裁と要請を繰り返してきた。今日、労働法制の改悪など、労働者を守る観点が失われている。JAL 整理解雇の判決は、経営者を後押し、整理解雇法理を骨抜きにする判断であった。事実をみれば解雇の必要など全くなかった。また解雇する過程で管財人による不当労働行為が行われたことが、東京地裁の判決で明らかにされた。最高裁においては、しっかりと整理解雇法理と憲法をもとに、厳密に審理してもらいたい」と要請。



最高裁は司法の良識を示す判断を 山口乗員原告団長

山口団長は「日本において初めての会社更生中における整理解雇事件である。事件の中心人物と言える管財人を選任したのは裁判所であった。さらに管財人が労働組合への支配介入の違法行為までも起こしている。元最高裁の判事である、甲斐中氏は、JALの社外取締役役に就いており、裁判所の威信をおとしめていると言える。こうした批判があることを最高裁は受け止めなければならない」と述べ、「司法の良識を示す判断」を求めました。

厳しい原告の実態を見据えた判断を 内田客乗原告団長

「JALの新人採用は異常と言える。2012年3月30日の客乗判決日の直後に客室乗務員の新人採用が始まっ



た。すでに2000人の採用を越え、解雇したものを戻さないのは、企業としてあるべき姿ではない。解雇されて4年がたち、60歳を迎えた客室乗務員は25人となった。一方的に首を切られて、乗務員としての最後の花道であるラストフライトもできていない。さらに、介護者を抱える原告もあり、こうした厳しい現実さらされている。一日も早く、原判決を破棄してもらいたい。」と訴えました。

厳密に審理し、労働者の権利を守れ！

要請行動には、総勢で17名が参加。各参加者からも、最高裁に対し、慎重な審理と合わせ、労働者の権利を守る高裁の公正な判断を求める要請がされました。

- そもそも JAL にとって必要のない解雇であった。弱者が守られる判断を望む。
- 日本のパイロットのみならず、世界のパイロット団体である IFALPA も JAL の解雇は安全上問題があると指摘している。
- 原判決は、解雇ありきの不当なものだ。内容は辻褃あわせの判決文である。これでは裁判の体をなしていない。解雇は働く者の生きるすべを奪うものであり、会社側の意見のみを採用した判決は許せない。

12月9日は日航包囲行動

デモ: 18:00 聖蹟公園集合、18:20 出発
日航本社包囲行動は、デモ後(19:00 頃より)実施します